

事業要件一覧

事業名	特例事業（農地売買等事業）					
事業区分	農地売買等支援事業 （担い手支援タイプ） 買入協議あり	農地売買等支援事業 （担い手支援タイプ） 買入協議なし	一般農地売買事業	農地売買等支援事業 （担い手支援タイプ） 買入協議なし	一般農地売買事業	
地域計画	区域内			区域外		
	目標地図に位置づけられた農業を担う者または、後日、地域計画の変更が行われると見込まれる者			－	－	
実施区域	農用地区域内の農用地		市街化区域を除く区域	農用地区域内の農用地	市街化区域を除く区域	
受け手要件	①農作業の常時従事日数が原則年間150日以上であること					
	②保有・借受農地を適正に利用していること					
	③認定農業者、特定農業法人、基本構想水準到達者、認定新規就農者		③以外の農業を担う者	③認定農業者、特定農業法人、基本構想水準到達者、認定新規就農者		
	④農業委員会からのあっせんを受ける者	－	－	－	⑤農業経営の資本装備が農用地等の効率利用の観点からみて適当な水準又は、近く適当な水準になる見込みがあると認められること	
面積要件	⑥取得面積と耕作面積合計が概ね1ha以上の団地を形成すること【注2】		－		⑥取得面積と耕作面積合計が概ね1ha以上の団地を形成すること【注2】	－
	⑦取得面積と耕作面積合計が市町村毎の基準面積を超えること【注3】		－	⑦取得面積と耕作面積合計が市町村毎の基準面積を超えること【注3】	⑦取得面積と耕作面積合計が市町村毎の基準面積を超えること【注3】	
譲渡所得税の控除額【注1】	1,500万円	800万円	800万円	800万円	800万円	800万円
手数料率	出し手：1.5%、受け手1.5%		出し手：2%、受け手2%		出し手：1.5%、受け手1.5%	出し手：2%、受け手2%
公社に対する必要経費	手数料のみ		手数料及び登録免許税		手数料のみ	手数料及び登録免許税

【注1】 農業振興地域内の農用地以外は税の控除・軽減措置は受けられない。

【注2】 団地形成とは、取得農地と耕作農地等が次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合

(1)同じ「大字」若しくは隣接する「大字」に所在し、その合計面積がおおむね1ha（80a以上）以上であること。

(2)同じ「農業集落」内に所在し、その合計面積がおおむね1ha（80a以上）以上であること。

(3)取得農地と、耕作農地等が個々の状況及び地域の農業生産条件を勘案した上で、一連の農作業を支障なく行うことができると認められる範囲内に所在し、その合計面積がおおむね1ha（80a以上）以上であること。

【注3】 基準面積とは、当該地域における営農類型ごとの平均経営面積以上で、公社が市町村及び農業委員会の意見を聴いて定めたもの。